

## 松江のホーランエンヤ

—都市における伝統的祭りの実態—

※  
鈴木 岩 弓

The HOHRANENYA in Matsue.  
On the Traditional Festival in Urban Society.

Iwayumi SUZUKI

### I. はじめに

昭和60年5月18日、五月晴れの広がる「水の都」松江は、16年振りに開催された祭り、ホーランエンヤを見物する人々で賑わった。この祭りは本来、城山公園の一面にある城山稲荷神社の「式年神幸祭」のことで、原則として12年に一度、この神社の神霊が松江市に隣接する八束郡東出雲町の阿太加夜神社まで渡御し、一週間の祈禱の後に還御する、合計9日間に亘って繰り広げられる特殊神事である。(〈図1〉参照) またこれは「日本三大船神事」の一つに数えられるといわれ、<sup>(1)</sup> 神幸の道のりの大部分を、綺麗に飾り立てられた100隻を越える船行列によって行なわれる点にその特徴を持っている。中でも馬漕・矢田・大井・福富・大海崎の五地区、いわゆる<sup>ゴダイジ</sup>五大地が出す権伝馬船の上で、権の漕ぎ手たちの歌に合わせて繰り広げられる、歌舞伎の男役者の扮装で舳先に立つ「剣權」と、女装して舳の四斗樽などの上に立つ<sup>ザイフ</sup>「采振り」と呼ばれる若物達の権伝馬踊りは圧巻で、多くの

見物客の目を楽しませている。祭りの俗称であるホーランエンヤは、この時歌われる歌詞から出ているものとされる。

今年の祭りの人出は、とりわけ、船行列の出た渡御祭の5月18日、還御祭の26日、そして阿太加夜神社に陸船行列を組んで権伝馬踊りの奉納された中日祭の22日の計3日間で、およそ30万人にのぼったといわれる。この数字が示すように、人口14万人の松江市にとって、ホーランエンヤは最大規模の祭りである。

ところが、今年のように祭りのあった年は別にして、普段ホーランエンヤの名が一般市民の話題にのぼることはほとんどない。この点は、12年を原則とする神幸祭の実施時以外、その間にこれと関連する祭りを一切持たないという、ホーランエンヤの特質に根ざしているものと考えられる。このように祭りとの間隔が長いことは、一般市民の寄せる関心を一過性のものとするのみならず、これを維持運営する際にも大きな困難を及ぼすことになる。例えば、祭りに使用した船や衣装などで次回に使用できるものは数が少なく、毎回一から準備し直すためにその経費が多額になる。また12年も経つと社会情勢も変化してお

※ 島根大学教育学部社会科研究室

り、慣例の形式を変えざるを得なかったり、さらには必ずしも12年後に実施できない場合すら生じてくる。(〈表1〉参照)

ならば、このような障害を持ちながらも、長年に亘りホーランエンヤが続いてきたのはいかなる理由によるのであろう。筆者の持つ最終的な問題関心はこの点にあり、とりわけ、現在この祭りで権伝馬船を出す地区の人々に焦点を絞って、その実態をまとめる中からその解明を試みようとするのが小論の目的である。ここでは次のように論を進めることにしたい。

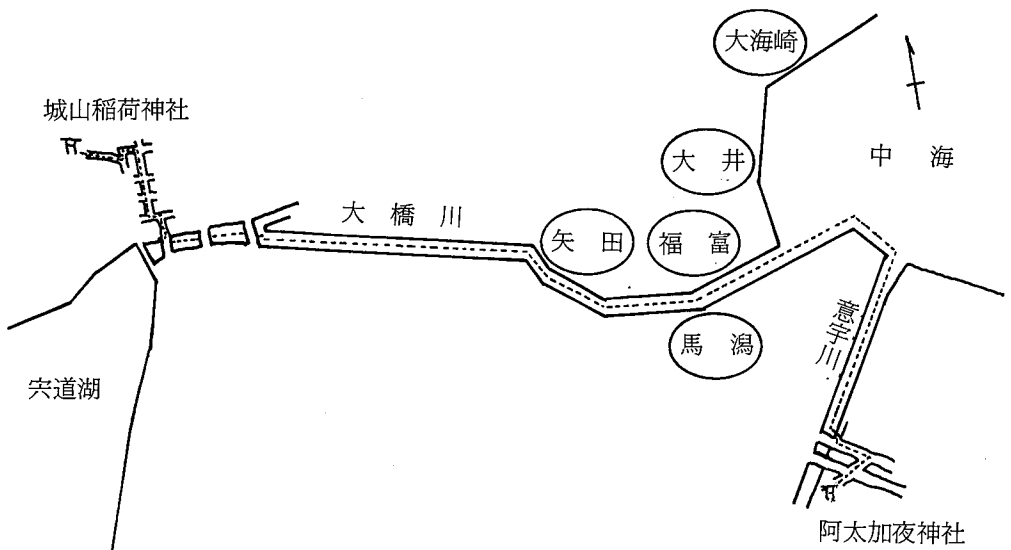
1. ホーランエンヤの形成されてきた歴史的経過を検討し、この祭りの構造を探る。
2. 現在この祭りを構成している組織を明らかにし、それらの関係をまとめる。
3. 権伝馬船を出す大井地区の事例をもとに、祭りの準備などの実態を把握する。
4. 以上を通じてホーランエンヤの持つ特質を明らかにし、若干の考察を行なう。

なお小論で使用したデータは、昭和59年度後

〈表1〉 ホーランエンヤの開催年月日  
(文献記録により確認できたもの)

開催年	渡御祭	中日祭	還御祭
昭和60年	5/18	5/22	5/26
44年	5/10	5/14	5/18
33年	5/10	5/14	5/18
23年	5/16	5/20	5/24
4年	5/18	5/22	5/26
大正4年	5/18	5/22	5/26
明治36年	5/15	5/19	5/23
25年	5/4		5/2
14年	5/4		5/2
3年	4/		

期と昭和60年度前期に開講した、筆者担当の「社会学実習」におき、受講学生と共に行なった調査の中から得られたものであるが、文責はあくまで筆者個人にある。この調査においては、文献史資料の発掘、祭りを担う人々に対する聞き取り調査やアンケートによる意識調査、祭りの準備や当日の実態調査などを実施



〈図1〉 ホーランエンヤ関係概念図

したが、ここではその一部を使用した。共同調査者たる受講学生は、現在小学課程社会科専攻・中学課程社会科専攻の三回生である、以下の7名の諸君である。

有田伸子・池田哲也・大野敦子・勝部智之・福島明子・池田真澄・柴田史子

## II. ホーランエンヤの形成

### 1. 城山稲荷神社の歴史

この神社の創建に関する経緯については、享保2年(1717)に出された地誌である『雲陽志』の記述が知られている。その松江府城の条には以下のようにある。<sup>(4)</sup>

稲荷 城の内曲輪に社あり宇賀魂神八幡を合祭なり祭礼は二月初午の日なり此稲荷は寛永十五年太守源直政公此国を賜て入部したまふ旧領信濃国松本の邑に居たまふ時斯神を崇敬したまへり同十七年ある夜の霊夢に神白狐に化して松本の邑より当国に来たまふと告ありて此ところに社を勧請したまふなり……慶長年中堀尾帯刀吉晴当国能義郡富田の城を此所へうつさむとて地形ありければ色々怪き事おおく普請も滞けるにより意宇郡芦高の神職松岡兵庫に仰て祈禱し普請成就したり故に芦高の社司当社の神職を兼務となり  
実に此神は当家の守護神也

また同書、普門院の条には、霊夢に現われた白狐がこの寺を宿としている旨述べられた後以下のようにある。<sup>(5)</sup>

……其夜普門院を召て稲荷を勧請すへしとの仰ありしによりて宮地を見立城内今の稲荷の宮所に勧請則普門院を別当と定らるゝなり意宇郡出雲里の神職治部といふ者を社司となしたまふ

これより明らかな点をまとめると次の3点

になる。まずこの神社は、徳川家康の孫にあたる松平直政が、前住地の松本で崇敬していた稲荷を勧請して祀るようになったこと。次に、この神は藩主松平家の守護神とされていたこと。そしてこの神社の管理にあたっていたのが、一方で直政入部以前の堀尾氏による松江城築城の際の故事に因んだ、神職としての芦高(出雲里)の社司、即ち現在の阿太加夜神社の社司であり、他方別当としての普門院であったことである。

このように城山稲荷神社は、その創設の当初より藩主家の守護神という重要な位置を持っていながら、本務をそれぞれ別を持つ神官と僧侶の双方によって管理運営されていたものと思われる。そのため神社の運営にあたり、この両者の間では多くの確執が生じていたものといわれる。<sup>(6)</sup> このようなトラブルが解消するのは、明治の神仏分離を機に普門院が神社運営から手を引いた明治3年(1870)からのことであった。しかし同時に、この頃社司であった松岡家は絶家となり、またこれを守護神とする藩主家も明治4年(1871)に東京へ移転したため、藩費をもって運営されていた経済的基盤も失われることとなった。こうして一大転機を迫られることとなった城山稲荷神社であるが、その後兼務していた須衛都久神社の永岡家により再建が計られることとなる。その結果、明治23年(1890)に松江へ来た小泉八雲が、市内各戸の戸口にこの神社のお札が火除けとして貼られているのを見て、これを松江唯一の防火設備と記したことからも知られるように<sup>(7)</sup>、氏子を持たない神社ではあるが、数多くの崇敬者を集めるようになったものと思われる。現在では、大正期に分家をして本務となった永岡家が宮司となっており、また一方松岡家の本務であった芦高神社、

現阿太加夜神社は、縁結びで有名な八重垣神社から分かれた佐草家によって引継がれ、現在に至っている。

## 2. 神幸祭の起源

神幸祭というのは、神社で行なわれる神事として決して珍しいものではない。その意味するところは、神霊が本社より他所に渡御せられる際に行なわれる祭典のことで、小論で対象とする式年神幸祭という場合は、式年に、即ち一定の年を期して定例の儀式として執行される神幸祭ということになる。このように毎年ではなく一定の年限をおいて神幸祭が举行される場合、渡御するに至った理由や実施の間隔などについて、何らかの故事に基づいた説明が伝承されていることが一般的である。というのは、そのような故事が神幸祭のやり方を規制する形で作用する、いわば伝統として定着してはじめて、毎回の神幸祭の実施が可能となるからである。

城山稲荷神社の式年神幸祭が、いつ、いかなる理由から始められたかに関しては、いくつかの伝承が伝わっている。例えば、阿太加夜神社の境内社である稲荷神社が城山稲荷神社の兄弟であるからとか、稲荷を松本から勧請した際行き暮れて、一夜の宿を阿太加夜神社に借りたからといったものがそれである。しかしこれらからは神幸をする理由、さらにはそれを式年として行なう理由は明らかになってはこない。そのような中、芦高明神の神官であった松岡美濃が弘化4年(1847)に記した、『御城内稲荷御社御神供料宝記』の一節は非常に参考になる。以下にそれを引用してみよう。<sup>(10)</sup>

……直政公此御国の御つかさとなり、御国に入玉ふけるに、拾年にあたれる年わ

きて雨風時ならず、五穀豊かならざりしかば、仰ことありて、御城内正一位稲荷大明神を芦高神社に勧請し奉り、国の内風雨順時して五穀の熟ならんことの祈禱をなすへしとの玉ふ。しかりしより以来拾年の星霜をふることに、国御大守御武運長久にして、御寿も松柏に論じたまひ、御子孫猶芦の泥より生ひ出るが如く、根ざし深くましまして、末繁り榮へ玉ひて、五穀よくみのり、諸の蒼生に至迄思はさるの災なく、世のやすく穏やかにありなむ事を祈禱もふす、……

以上ではまず、直政入部後十年目が天候不順であったため、その命により稲荷を社司の本務社である芦高神社に神幸させ、出雲の国の五穀豊饒の祈禱を行なわせたことが、神幸祭の起源となった故事として指適されている。そしてさらに、これが直政入部後十年目に行なわれたことに因んで、10年ごとの式年で神幸祭が举行されることとなったとするのである。

この当時は生活基盤が農業に依存していたため、ここで神幸する際の目的とされた、五穀豊饒の祈りこそ藩の発展に切望される要件であったのであろう。以後の記録の中からもこの点は重要な位置を占めていることが窺われる。安政5年(1858)に、翌年実施予定の神幸祭を紹介して書かれた『御祈願所芦高大社御城内稲荷大明神御始にて御神幸並略記』には次のようにある。<sup>(11)</sup>

御神事式奉奏天下泰平五穀豊饒

殿様御武運長久

御子孫御繁栄御長寿次ニ

御家中安全御武運長久

御国民快樂之御祈禱被仰付候ニ付奉勤行候

つまり、神事においてはまず第一に、伝統としての五穀豊饒を奉じ、これと合せて仰付けのあった藩主の武運長久をはじめとする祈りを奉じているのである。またさらに、明治14年(1881)4月の『稲荷神社阿加太夜神社江行幸臨時祭典願』においても、以下のように見えている。<sup>13)</sup>

島根郡殿町旧城内稲荷神社行幸神事執行ノ催ハ旧来ヨリ十二年目毎ニ意宇郡出雲郷村郷社阿太加夜神社江行幸行還ノ両日ヲ除キ中七日間該社ニ於テ、五穀豊稔ノ祭祀執行致来処……

ただここで注目すべきことは、式年の間隔が12年と明示されている点である。しかもこれが「旧来ヨリ」のこととされ、12年が慣例であるとしているのである。残念ながら、現段階ではそのような年数の変更の理由を明らかにすることはできないが、一説によると、12年は嘉永元年に挙行されて以後に始まった新しい慣行とされている。<sup>14)</sup>ただその点の詳細は惜くとしても、現在においてはこの12年ごとの開催が原則とされ、これに則って城山稲荷神社の武年神幸祭が挙行されることになっている。

### 3. 權伝馬船の登場

以上で神幸祭の起こりがある程度明確になったが、この祭りの花形ともいえるべき權伝馬船は、いつ、いかなる理由から参加しているのであろう。現在このことを伝える唯一の手掛りは、城山稲荷神社に所蔵されている『權天間起元取調事項』という記録である。これは明治36年(1903)に、当時の宮司と総代が、權伝馬に関する調査を行なった際の報告書で、以下のようにある。

○權天間舟順序 第一馬瀉 第二朝酌矢田

第三大井 第四福富 第五大海崎

此順序ハ一年ツヽ後<sup>(ママ)</sup>レテ御供ノ曳船ヲナシタルニ依ル此内大海崎ハ近年ヨリノ事ニシテ最モ新ラシキカ故ニ第五番ナリ行列ニハ直前ニ曳クナリ

此外ニ鼻曳キト云ヘルアリ左ノ如シ

(真先)大根島 (中)意東 (本)能義郡島田

○馬瀉ノ曳船ノ始 文化年中ヨリ起レリ初メ北堀新橋ノ講中カ舟ニテ供奉セシカ或時馬瀉沖通過ノ際風雨烈シカリケレハ御船危険ナル処ヲ則馬瀉ノ漁船之レヲ見奉リテ直チニ之ヲ曳キ索り出雲郷ニ着船ナリシカ事ヲ大ニ喜悦ノ餘馬瀉ニ舁リテ權ヲ以テ踊レルカ起元ニテ後伝習ヲ受ケテ其体ヲ整ヒタリト云フ

○カイテンマ 越後国新潟辺ニハカイテンマ盛行ハレツヽアルヲ弘化年中其伝習ヲ受ケテ現行ノ如クナリシモノニテ其始ハヤラルコトハナカリキ

○カイ踊ノ完備シタル 元島根郡加賀浦ノ重蔵<sup>元徳丸云</sup>ヲ雇入レテ<sup>馬瀉</sup>ニテ伝習ヲ受ケタリ明治卅六年九月廿一日永岡外惣代四名此件ヲ取調ノ為出張シタルトキ後藤幸太郎八十一才ノ老翁カ云ヘルニハ自身二十四才ノ時右ノ重蔵ヨリ伝授ヲ受ケ又ザイフルハ角武次郎ト云フモノ右重蔵ヨリ伝受セリ此以前ハカヽル綿密ノコトハナカリキト云ヘリ

……

以上より次のことが明らかになる。

1. 權伝馬船が加わる以前の神幸祭は、北堀及び新橋の講中などによって供奉される祭りであって、現在見るような大船団の神幸ではなかったこと。

2. 文化年中の神幸祭の時、風雨で航行が

危険となった神輿船を、馬瀉の船が助けて出雲郷まで曳いて行ったことが、この祭りに馬瀉が参加するきっかけであること。

3. その際馬瀉へ帰った漁師が、神輿船を助けた喜びを、櫂を持って踊ったことで表現したことが踊りの起元となったこと。

4. その後曳船として参加した順番により、神輿に近い順に馬瀉・矢田・大井・福富・大海崎という船の順番が定められたこと。

5. 櫂伝馬は新潟で盛んであったものを弘化年中に習ったもので、以前はやられていなかったこと。

6. カイ踊を伝えたのは、加賀に住む永徳丸の船頭であった重蔵で、馬瀉ではこの人を雇って伝授を受けたこと。

このうち馬瀉が二回目に参加して以降、重蔵からカイ踊りを習うまでの間に、踊りがどのようにあったものかは明確ではないが（上記3と6の説明）、ともかく現在見るような形の、剣櫂と采振りの踊りが定着したのは、神幸式の初めからではなくて、弘化年中に習って以後のことである点が指摘されているのは留意すべきであろう。

ここでホーランエンヤの形成過程をまとめるなら次のようになろう。この祭りは、松平直政の命を受けて行なわれた神幸をもとに、17世紀中期以降に式年で執行されるようになったものであるが、はじめは神事に関与する人々のみで行なわれていた。それが文化の頃、馬瀉漁船による神輿船の救助をきっかけに曳船としての参加が見られるようになった。そしてさらに140年ほど以前の弘化年中からは、曳船しながらの踊りが加わって、現在見られるホーランエンヤが形成されるようになったわけである。<sup>(15)</sup> 以上の経緯からも明らかなように、いわゆる櫂伝馬踊りというのは、もともと神事

の一環として行なわれるものではなかった。神事を行なう際に付与された民俗芸能であったのである。このように、神事とは別に、祭りを行なう際に付け加えられる娯楽的要素を「祭礼」と呼ぶならば、<sup>(16)</sup> ホーランエンヤという祭りは、その構造面から、一方に神事、もう一方に祭礼という要素を含む、いわば二重構造を持つ中に成立しているものといえよう。

### III. ホーランエンヤを担う人々

一つの祭りが実施されるにあたっては、多くの人々、多くの組織が、様々に役割分担しながらこれを形成しているのが常である。本章では、今年ホーランエンヤを担った人々の組織の概要を取上げ、これらが果たした役割に注目しつつ記述する中から、そのような組織の相互関係についてまとめることにしたい。その際ホーランエンヤの担い手としていかなる組織があるかを知る手掛りとして、ここでは船行列の編成を参照して行くことにする。

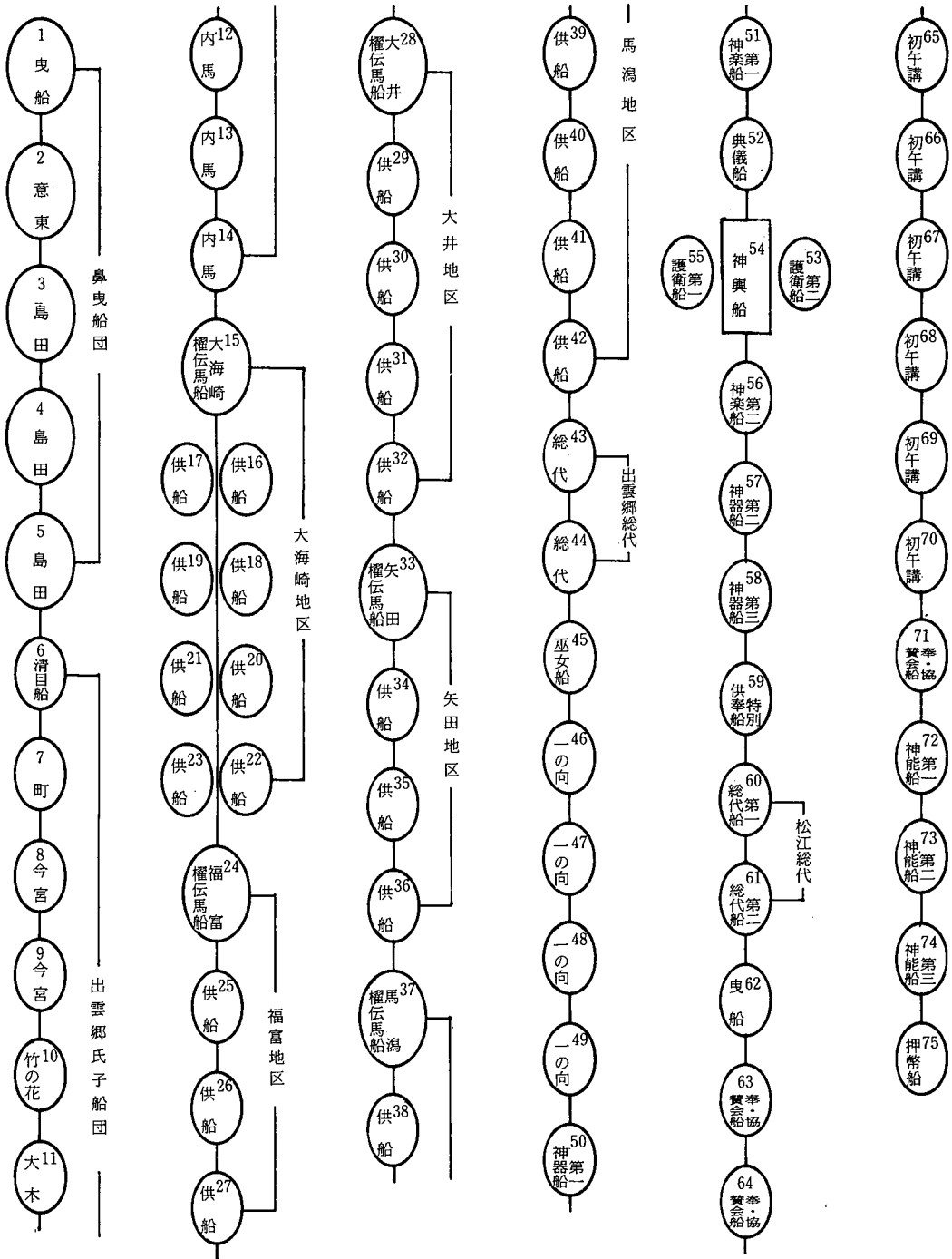
（〈図2〉参照）この図からは、船団を組んで曳航される75隻の内分け、及びその位置関係が明らかになる。以下においてはこれらを、ホーランエンヤの持つ構造に即して神事面と祭礼面とに分けて整理する。

#### 1. 神事の担い手

##### 1.1 神職

神事を司る役割を果たすものとして、神職があげられる。船行列中それらの人々が乗組むのは、6、45、そして50～58の11隻である。

見てきたように城山稻荷神社は、近世までは今の阿太加夜神社の社司の兼務であった。それ故神幸祭は、いわば兼務社の神霊が本務社へ神幸するといった意味あいを持っていた。即ち当時の祭りでは、形式上二つの神社を結



〈図2〉 船行列編成図

ぶ祭りであるにもかかわらず、実際にそれを司るのは一人の社司に任されていたわけである。それが明治に入ると共に、この二つの神社はそれぞれ別個の組織で運営されることとなった。それに伴ないホーランエンヤ自体も、以後それら二社の分担協力のもとで神事が執行されるようになっていく。具体的には、神霊が阿太加夜神社にある間はすべて同社の宮司が齋主となり、それ以外はすべて城山稻荷神社の宮司が齋主となって神事を取り行なうのである。ただここで、五大地と鼻曳き船団に対する正式な参加要請が、慣例として今なお阿太加夜神社から行なわれている点は注目されよう。

### 1.2 初午講

これは船団編成の上からいうと、65～70にあたるが、この他50～61及び72～75の各船舶の船長として乗船する人々も含まれる。

現在この講中には、新橋初午講・北堀初午講・北殿町初午講の三講見られる。この講は、氏子を持たない城山稻荷神社に対する崇敬者の講中として成立したものであるが、それがいつのころであるかについては、地元に残る資料からは明らかではない。ただ、さきに見た『權天間起元取調事項』のように、これが近世から存続していたとする見方もある。ちなみに初午講のある三地区は、いずれも城の堀に面した所にあり、とりわけ新橋と北堀町は、近世からすでに町屋の地域であった。

この講へ加入する際の条件は、三地区ともあまり明確に持たれていない。一應該当地区に居住しているか、居住したことがあるといった、地縁を一つの目安としているものの、あくまで個人の信仰を重んじた希望者の参加によって構成されている。ちなみに現在の講員数は、新橋19人、北堀50人、そして北堀町が62人で

ある。

各講の活動状況は、ホーランエンヤ実施時に盛んである他、普段はあまり活発とはいえない。新橋及び北堀地区では、城山稻荷神社の分霊を祀る「お宮さん」と呼ばれる小さな神棚を、一年交替で講員宅に廻しているが、以前まであった初午の際の集会などは行なわれていない。さらに北堀町においては、通常の活動は全くなく、昭和4年の祭り以来、ホーランエンヤの実施年ごとに組織の再編成を行ない、その時のみ活動する現状である。

これらの講の担う役割は、前述のように随員或いは船長として船団に加わる他、城山稻荷神社と大橋川に作られた棧橋の間の往復の際、陸行列を組んで神輿や威儀物を運搬することがあげられる。この際には、地区ごとに伝統的な役割分担が見られる。

### 1.3 阿太加夜神社氏子

この神社の氏子は、八束郡東出雲町<sup>アツカヤ</sup>出雲郷にある、町・今宮・竹花・大木・内馬・市向の六地区に広がる329戸である。船行列に際しては、それぞれ地区ごとに船を出しており、6～14、43～49の16隻が相当する。

この組織は本来、氏神である阿太加夜神社に奉仕するためのものであるが、ホーランエンヤの際には、慣例として決まった位置で決まった役割を担うことになる。例えば、行列の先頭に行く延導幣と塩湯・大麻を乗せた清目船は、必ず町地区がこれを担当し、一向は「一の迎え」ということで、神社関係の船以外では一番神輿船に近いところに位置して神輿の供奉をするなどというのがそれである。

また船行列以外では、まず初午講と同様に、意宇川の棧橋と阿太加夜神社の間で、陸行列を組んで神輿や威儀物を運搬する。またさらに、中日祭に五大地が權伝馬踊りを奉納する



際に行なわれる、陸船行列の準備も地区ごとに分担して行なっている。

#### 1.4 松江城山稻荷神社式年神幸祭奉賛会

この組織（奉賛会と略称）は、昭和59年8月30日に設立され、昭和60年7月31日に解散した、今回のホーランエンヤ運営のためだけに作られたものである。その目的は会則によると次のようになる。

本会は、昭和60年に開催される松江城山稻荷神社式年神幸祭を奉賛し、古伝神事神賑を盛んにして商工農林水産業の発展を祈願し、その振興に資することを目的とする。

以上よりこれが、故事にあった五穀豊饒のみならず、広く地域の活性化を願って作られた、この祭りを神事面から奉賛するための組織であることが明らかになる。

その構成は、松江商工会議所会頭を会長に、副会長10名、理事92名、監事3名、顧問6名、参与10名という形をとる。これに含まれる人人は、松江市内の財界を中心に、各業種ごとの組合代表や観光協会、商工会議所、権伝馬地区代表、神社関係者、報導関係者などで、行政関係の人々が含まれていない点が、後述する協賛会と異なっている。前回まではこの「奉賛会」の名でもって、ホーランエンヤ運営上の一括した援助を行なっていたが、行政サイドで特定の宗教の祭りに関わるのは問題があるため、今回から、神事の援助を行政関係を除外した奉賛会として行ない、祭礼を中心としたものに対する援助を、行政サイドも含めた協賛会におき行なうことになっている。ただ両者のメンバーは多くの部分で重複しているため、船行列においては両者の別なく63・64・71の三隻に分乗している。

この組織の役割は、具体的には募金を募っ

て資金を集め、それを神事運営の資金にあてる点にある。つまり前述した三者のように、直接神事において活動するのではなく、そのための資金面を援助する点がそれらと性格を異にしている。募金は、メンバーである各業種の代表者を通じて、それぞれの業種ごとに集められ、総計4,323万円に達した。

## 2. 祭礼の担い手

### 2.1 五大地

祭礼を担う中心的組織は、何といたっても権伝馬船を出すこの五大地である。前章で見たように、船行列の順番についてはこれに参加するようになった順番が守られており、新しく参加した地区ほど行列の前方へ位置することになっている。即ち、参加の新しい順に、15大海崎、24福富、28大井、33矢田、37馬潟という順である。

これらの地区は現在、いずれも松江市に属しているが、馬潟は昭和25年、それ以外の四地区は昭和4年に合併された地区である。例えば初午講のように明治22年の市制施行当初より松江市に属していた旧市街とは異なり、兼業でこそあれ農業に依存する世帯が多く、またこの祭りに参加する発端を作った漁業従事者も若干見られる、都市近郊型の農村を形成している。それぞれの地区の世帯数は、馬潟220、矢田35、大井83、福富40、大海崎58となっている。

現在五大地が祭りに果たす役割は、その起源に見られるような曳船ではなく、祭礼としての歌や踊りを権伝馬船上で披露することである。前述の如くこれは、馬潟において加賀の重蔵より伝授されたことから始まったとされているが、他地域でも同じく重蔵に習うなどしたものとされ、その結果どの地区でも触先で剣擧、鱸で采振りが踊るといった基本的な

〈表2〉 地区別乗船者の構成

	馬潟	矢田	大井	福富	大海崎
剣 権	3	2	2	2	2
采 振	3	2	2	2	3
太 鼓	3	4	2	3	4
旗 持 ち	4	—	—	—	—
早助(水先)	1	1	1	1	1
音 頭 取	2	} 3	2	3	2
練権(鱸権)	2		2	1	2
権	32	24	23	23	21
伝馬長	} 2	1	1	1	1
副伝馬長		—	1	1	1
記録収集	—	—	1	—	—
乗船人数	52	37	37	37	37
権の数	16	14	14	12	16

形態がとられている。しかしその詳細になると地区ごとの独自性が見られ、多くのヴァリエーションを生んでいる。今年の権伝馬船乗船者の役割を、その地区別に示して見たものが〈表2〉である。このうちまず太鼓は、剣権や采振りより年下の少年により演じられる、歌のリズムを刻む役である。旗持ちは馬潟だけにある役だがその由来は不明で、花笠をかぶった小さな男の子が女装し、「馬潟」と書かれた大きな旗の端を持って立つマスコットの存在である。また水先とは船の舳先にまたがり、他の船との接触を防ぐ役である。音頭取は歌の音頭をとる役で、歌が上手な人が選ばれる。もとは次にあげた鱸権という。方向を変えるための権を扱う仕事を兼務していたものとされるが、現在矢田以外はこれを分けている。権は権かきともいわれるように、船の漕ぎ手であるが、また一方音頭取に合わせて船歌を歌う役目も持つ。伝馬長とはいわばこの船の船長で、船における管理責任者である。大井

の記録収集は、今回初めて乗船したものでビデオ撮影をしたものとされる。

またこのような役の有無や人数の違いのみならず、踊り方や歌い方、権の数やその漕ぎ方、船の飾り付けや乗員の服装等多くの点に地区ごとの相違が見られる。このような相違は、五地区相互の対抗意識から出ているものと思われるが、このことにより祭礼の面白さが倍増する結果を生んでいる。

## 2.2 鼻曳船団

これは船団の先頭を占める1～5、及び船団の蛇行防止のため今回初めて加えられた62で、文字通り曳船の役をする。従来これは八東郡八東町（中海に浮かぶ大根島）、東出雲町意東、安来市島田の須崎の三地区でやられて来たが、今回は曳船がないため八東町が不参加となり、1と62はタグボートで行なわれた。

これらの地区がいついかなる理由でホーランエンヤに参加するようになったかは定かではない。島田の場合、一説によると、昔の大庄屋であった倉舗家の二代目倉舗善兵衛が、初回の祈願祭の時に篤志寄付をして以来、毎回祭祀米を納め、須崎の若者を派遣して船行列のお供をしていたものといわれている。そのような参加の背景には、倉舗家が昔殿様の御用係であって、家来ではないが財政的なパトロンであつたことが伝えられている。今回の場合も3月に入ってから、鼻曳船参加の依頼が倉舗家宛てに出され、同家ではこれを須崎の80戸に計った結果、青年団が中心となつて参加することになった。<sup>(18)</sup>

## 2.3 伝統・ホーランエンヤ協賛会

この組織（協賛会と略称）は、松江市長を会長に、副会長12名、理事106名、監事4名、顧問11名、参与48名で構成される。そのメンバーの大半は奉賛会と重複しているが、神社

関係の人々が除外される代わりに、市議会、教育委員会、国会議員、県議会議員、市議会議員など、行政関係の人々が多数入っている点が異なっている。

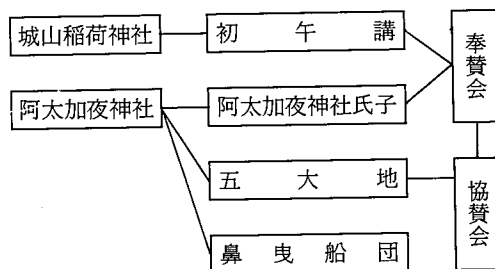
協賛会は、奉賛会と同様、昭和59年8月30日に設立され、11ヵ月の間今回のホーランエンヤのために活動を続けてきた。その目的とするところは会則に次のようにある。

本会は、松江市の貴重な文化資産である「ホーランエンヤ」の昭和60年開催に当り、その育成、保存を図るとともに、これを広く県内外に紹介し、観光の振興に資することを目的とする。

ここから明らかなように、協賛会は今回行なわれたホーランエンヤのうち、神事を除いた祭礼の場面に対する援助をし、またこれを観光材として活用するための組織であった。それ故協賛会がこの祭りで果たした主な役割には、募金による資金集め、広告宣伝、祭り当日の警備といった三つの柱が考えられている。募金については「文化遺産の育成伝承に協賛する一般寄付」の名目で、奉賛会と同じ要領でこれと多少調整しながら集められ、その総額は6,242万円余りにのぼった。そしてこれらの資金は、まず五大地に対する補助金（一地区450万円）や權伝馬船の建造など、文化遺産としての祭礼維持のために用いられ、またシンボルマークの作成や旅行者向けのリーフレットの作成など、この祭りの広告宣伝のためになど使用された。

以上、船行列の編成を手掛りに、ホーランエンヤを担っている人々の組織を概観してみた。その結果これらの組織は、まずそれが祭りで果たす役割の上から、神事を担う組織、あるいは祭礼を担う組織に二分された。そしてこれらは

さらにその組織の成立の事情から、今回のホーランエンヤの実施を目的として結成された一時的な組織と、祭りとは無関係に成立している地縁を基盤とする恒常的組織に二分できた。前者は主に祭りを経済的側面から援助するための組織であるのに対して、後者は祭りにおいてそれらが伝統的に担ってきた役割を直接演ずるための組織であった。そしてそれらの組織の相互関連の中から、ホーランエンヤという伝統的な祭りが形成されていたものといえよう。このことをまとめて図示してみると〈図3〉のようになろう。



〈図3〉 ホーランエンヤを担う人々

### III. ホーランエンヤの準備過程

#### —大井地区の場合—

見てきたように、ホーランエンヤの実施は、現在では12年ごととするのが伝統とされている。従って、前回の実施が昭和44年5月であったことから、本来ならば昭和55年に実施されるべきであった。それが5年延びて、今年昭和60年に挙行されるに至った経緯として次のことがあった。

城山稲荷神社では、慣例により昭和55年に祭りを行なう旨、まず神幸先の阿太加夜神社に都合を打診した。これに対し阿太加夜神社では、この年が遷宮の年に当っており、また翌56年も遷宮に伴う行事のため受入れが困難であることを伝えてきた。そしてさらに昭和

57年に実施すると、氏子の経済的負担が三年連続になるということで、これも見合せたい旨回答があった。そうしてまず神社同志の話し合いの中から、祭りの実施は結局昭和58年ということになった。

このような予定が立った段階で、城山稲荷神社は次に、松江市や商工会議所などに対して、前回までと同様、奉賛会の設置などによる祭りのバックアップの依頼を行なった。これに対して市の側では、開催予定の昭和58年は、その前年が島根国体開催のため、準備が困難である旨回答してきた。そしてその翌年の昭和59年の開催へ向け、ひとまず各方面への打診をすることになった。しかし結局この時も準備が間に合わないことが判明し、神社側としては昭和60年こそ実施できるよう重ねて申し入れをした上で、またもや予定の変更をした。そしてこの時の決定をもって、16年振りの神幸式へ向けての本格的な準備が始められるに至ったわけである。

このことから明らかなように、ホーランエンヤは、単に城山稲荷神社の側で伝統の12年だと主張するだけで実施に移すことのできない複雑な事情を持っている。前章で見たように、この祭りを実施するにあたっては多くの組織の協力が必要であったわけであり、とりわけ神幸先の阿太加夜神社の都合と、資金面その他の目安が立って初めて本格的な準備が開始されるのである。この点がホーランエンヤを、単に一つの神社の祭りとしてのみならず、広く松江を中心とした地域全体の祭りとして位置づけさせる結果となっている。

権伝馬船を出す五大地に対して、参加依頼の打診が非公式に開始されるのは、以上の準備が整ってからのことである。本章においては、ホーランエンヤ実施に至るまでの実態を、

とりわけ大井町における事例をもとに記述してみることにする。

権伝馬船の三番船を出す大井は、松江市の東部に位置する古くからの農村で、同じく権伝馬船を出す福富と大海崎に南北を接し、中海に面して開けた地域である。近世以来朝酌郡大井村であったが、明治17年には八東郡朝酌村大字大井となり、さらに昭和14年11月1日には松江市と合併して同市大井町となっている。現在の戸数は83戸で、人口は男190人、女192人の合計382人にのぼっており、五大地の中では馬潟に次いで大規模な地区を形成している。以前までは半農半漁が大半であったが、現在漁業権を持っているのは10戸にすぎず、漁業との関係は薄れている。また農業漁業とも全く関係のない会社勤めの家が12戸あって、これと専業農家の一戸を除いた残り70戸が兼業農家を営んでいる。

このような大井町に、昭和60年に実施予定のホーランエンヤに参加する旨最初に打診があったのは、昭和59年5月24日に開かれた、市・商工会議所・観光協会と五大地の代表者(当時の町内会長)の話し合いの席であった。町内会長はこのことを町に持ち帰り、7月29日に開かれた町の臨時総会においてその扱いを諮った。その際の討議の中からは、権伝馬船を出すのがこの地区の伝統であることを根拠に参加を表明する意見があった反面、長期に亘る練習や莫大な経費といった大きな負担を払ってまで氏神でもない神社の祭りに参加することに対して疑問をさしはさむ意見も出された。その結果この問題に関しては、とりあえず結論は持ちこして、市や商工会議所などの更なる協議が持たれることになった。但し参加決定に備えて、神幸式の役員と町内会の役員との重複を避けるために、例年4月1

日に改選される翌年度の町内会役員の人選は、今回に限り一月末までに実施されることが決定された。

これと同じ頃、8月2日には第一回の奉賛会・協賛会の発起人会があり、6月4日に両神社の間で決定されていた日程でホーランエンヤを実施するための組織作りが進められていた。そして8月30日には両会の設立総会が開催され、ホーランエンヤをとりわけ財政面から援助するための本格的な活動が開始された。また少し遅れて9月15日には、慣例通り阿多加夜神社から五大地の各町内会に対して、ホーランエンヤ実施に向けての正式な協力依頼が出されることになった。

しかしそのような活発な動きをよそに、五大地各町内は何れもまだ盛り上がり欠ける状況であった。というのは前述の如く、一方で伝統に基づき参加してきた行事ゆえ今回も参加せねばという精神論を持ちながらも、参加によって被る時間的・経済的負担を考えると二の足を踏んでしまうからであった。そこで五大地と奉賛会・協賛会との協議は、負担軽減のための各地区に対する助成の問題を中心に回を重ねることになった。

しかしそうこうするうちに年も押し迫り、実施にあたって本格的な準備を始めねばならないタイムリミットが迫ってきた。そこで大井においては、経済的な助成の問題はさらにつめることとしながら、町内会長の要請を受けて、とりあえずホーランエンヤに参加した場合の問題点を検討する委員会が作られることとなった。この会は、町内の六隣保のうちから1名ずつ代表を出す形で構成され、昭和60年2月1日に発足の運びとなった。

この委員会は連日のように開かれ、とりわけ参加することによってかかる経費の検討と、

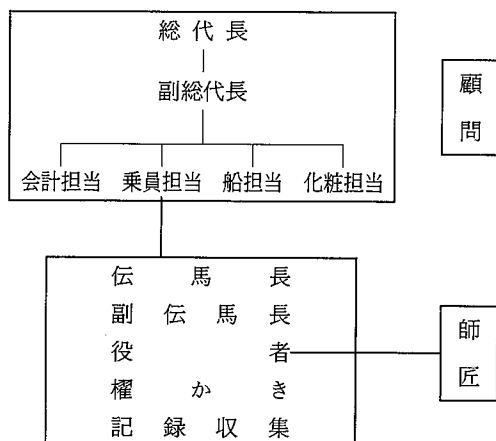
権伝馬船乗員の確保問題に力が注がれていた。

このうち後者についてみると、大井の乗員選考の基準にはいくつかの原則が見られ、その基本として〈権伝馬船には一生に一度しか乗れない〉ということがあげられていた。従って今回選考対象となるのは、昭和44年以前のホーランエンヤで権伝馬船に乗船した経験のない50数名に締られることになった。但し実際の選考にあたっては、「役者」と呼ばれる剣権・采振り・太鼓・音頭取・水先・艫権の計10名と、それ以外の乗員とでは選考方法に相違が見られた。というのは、役者と呼ばれる役割はいずれもあるレベル以上の技術を必要とするもので、今回その役を演ずるのみならず、次回のホーランエンヤにあたっては、今回取得した大井伝統の技術を「師匠」と呼ばれる役について、後進へ指導することが強く期待されているからである。そこで選考にあたってはまず第一段階として、役員の協議による役者の人選が行なわれた。この時にはまず、伝統の継承が可能な〈将来にわたって大井町に居住する者〉という原則が重視された。そのため、一般には長男であることが具体的な選考基準となった。このようにして2月10日の委員会において役者の内定がなされると、翌11日からは第二段階の人選として、役者以外の乗員希望者の募集が、資格該当者に対して行なわれた。そうして14日に申し込みが締切られると、委員によって多少の調整がなされた上で、ひとまず乗員全体の内定が終了した。その結果、乗員の年齢は13才から44才に亘り平均30.8才となり、またその職業に関しては、その多くが会社員で占められ、その他自営業、団体職員、公務員、中学生などで構成されることになった。

2月17日に開かれた町内会総会においては、

今述べてきた委員会の検討結果が討議され、それをもとに「大井町として、今回のホーランエンヤに参加する方向で準備を開始する」ことが決議された。この決議が何とももってまわった表現になっている理由は、この時点ではまだ、五大地と奉賛会・協賛会との協議の上で、助成額の最終的な合意に至っていないため、五大地全体としては今回の祭りに参加することを正式には決定していなかったからである。

2月27日、五大地と奉賛会・協賛会との会議において、各町内に対する助成金は一律に450万円と決定し、これを受けて五大地全体として、正式に今回のホーランエンヤに参加することとなった。大井においては同日、17日の総会での合意に基づき、それまであった委員会を発展的に解消し、同一のメンバーが総代となった総代会（正式には奉賛会）が発足することになった。そしてこれによってホーランエンヤ実施に向けた本格的な準備が開始されたのである。このような経過を経て生れた、大井におけるホーランエンヤにむけた組織を図示するなら〈図4〉のようになる。



〈図4〉 大井における組織図  
なおこのうち、伝馬長・副伝馬長は權かきに

よる互選により選出されたものであり、顧問はこれまでの祭りですべて功績のあった人々を委嘱した今回初めての役割である。

3月2日、この日をもっていよいよ陸上練習が開始された。会場には大井灘公民館があたり、以後本番に至るまで、日祭日は午後2時から練習及び準備作業が、また火・木・土曜日には午後7時から2時間程度の練習が行なわれることになった。とりわけ役者に関しては、3月一杯師匠指導日と称して計20回、師匠宅における個人指導が義務づけられていた。役者の場合はこのように、次回に師匠をしてはじめてその任が認められるものであり、名誉ある役である分その負担は相当大きいものと考えられる。しかし言い換えるなら、そのようなシステムがあるために、この地区の伝統が絶えることなく継承されているものといえよう。今回の場合、大井を離れた前回の役者が2人いたが、それでもなお後進の指導に師匠として参加していたのである。

けいこ始めの翌日、3月3日にはまず「シュロ皮はぎ」が行なわれた。これは權を船に固定するシュロ縄作りのために行なわれたもので、町内に植えられているシュロの木を用いて、総代などから皮の剥ぎ方、縄の扱い方などの指導がなされた。シュロ縄は強度の点などから權の固定に最適なものであるが、これに水を含ませることで權を漕ぐギーギーという素朴な音が高まり、歌声の合い間から聞こえるこの音は、權伝馬踊りの際には一層の趣を添えている。

これ以後の練習は、まず歌の練習から始められる。大井では現在、状況に合わせて8種類の歌が用いられている。それらの歌の大部分は、「ホーオランエーエ ヨヤアサーアノ サ エーエーララーノ ランラン」（權か

きの歌う「踊りの唄」といったように、意味を持たないかけ声からなっているが、唯一「棹櫂」という歌に歌詞がついており、この点是他地区には見られない大井独自のものとなっている<sup>19)</sup>。

その後2月9日からは、公民館の座り机に竹をしぼりつけ、これを櫂に見たてて、漕ぐ動作に合わせた歌の練習が開始された。大井には漕ぎ方においても他地区には見られない工夫が伝えられており、漕ぎ終ると同時に櫂を90度返して水さきを水平に揃えたり、「寝櫂」と呼ばれる、櫂を一かきして仰向けに寝てしまう漕ぎ方などがある。近年他地区の中でもこれを取入れ出したところもあるが、大井ではこれを「真似」と考えている。この点にも地区ごとの対抗意識が窺えるものと思われる。

総代は、練習が開始されると共にこれに参加する一方、役者などのための衣装の購入や、カツラ師・化粧師の手配、船の飾り物や棧橋作り、会計処理や事務連絡など、手分けして仕事にあたる。これらの中には、以前までだと乗員に割当てていた仕事も見られるが、現在では昼間の時間が取れる人々がほとんどいないため、この祭りに参加するための雑務全般を処理している感がある。それがためか、総代に選ばれた6人のうち、5人までが兼業にせよ時間の融通がきく農業従事者であった。なお財政面に関しては、協賛会からの助成金450万円と、地区の当初予算であった700万円との差額は募金で補うこととなり、3月18日より町内の全戸に奉賀帳を一冊ずつ配布して、募金額を任意としてそれぞれの親戚や知人などに募ることとなった。

一方櫂伝馬船として用いられる船の方は、協賛会の方から貸与という形で既に引き渡されており、この頃には大井の造船所において、

祭りに使用するための改装がなされていた。この船の進水式があったのは3月24日のことで、翌日早速照明器具を設置して、26日からいよいよ船上練習が開始された。これ以後、前述したようなハード・スケジュールに従い、暗くなった川面に浮かぶ船の上で練習が繰り返されることになった。

このように厳しい練習を通して、大井に伝わる伝統の継承が行なわれるのであるが、練習中からホーランエンヤの終了に至るまで、この地区に特徴的に見られたことといえば、「厳しい規律」の一言に尽きよう。これはある意味では単なる技術の伝達ではなく、共同で一つことを行なう上での、大井という地域社会における精神教育ともいべきものであった。例えば、剣櫂や采振りの交替に際し、手に持つ剣櫂や采を厳に押し裁きおもむろに一礼して交替するメリハリのきいた姿は、見ている気持の良いものであった。

練習の成果が現われるようになった4月21日には、櫂伝馬船の合同練習が、本番で最も多くの観客を集める松江市内の大橋川において行なわれた。ただりハーサルといっても、各地区とも本番までお互いの手の内を明かすことを避け、船の装飾は簡単なものとし、前回の衣装を用いるなどして参加しているため、実質的には船の間隔やスピードを確認することに主眼の置かれた練習であったといえる。またこの後4月28日の日曜日には、中海に浮かぶ大根島まで遠征し、地区の親戚の家に呼ばれて櫂伝馬踊りの仕上り具合を披露することも行なわれた。

5月5日には、今回のために用意した正式な装束を身につけて、地区の氏神である大井神社に参詣する「衣装揃え」が行なわれた。この時には、直前の一週間ほど前から教える

〈表3〉 大井地区のホーランエンヤ実施日程

日	全 体	総 代	練習日	日	全 体	総 代	練習日	日	全 体	総 代	練習日
1/2	委員会発足	○		16		○	①	28	大根島遠征	○	○
2		○		17	予算決定	○	○	29			○
3		○		18	募金開始	○		30		○	○
4				19		○	①	1/2			
5				20			T	2		○	○
6		○		21		○	①	3			○
7		○		22			T	4	準備	○	○
8		○		23	棧橋仕上	○	○	5	大井神社奉納	○	○
9		○		24	進水式	○	○	6		○	○
10		○役者選考		25			T	7			
11		○乗員募集		26	船上練習始め	○	○	8			
12		○		27			T	9		○	○
13		○		28		○	○	10		○	
14		○乗員集計		29			T	11		○	○
15		○		30		○	①	12			
16		○		1/2		○	①	13			○
17	町内会総会			2				14		○	○
18				3	船舶検査	○	○	15			○
19		○		4		○	○	16	準備	○	○
20				5				17	準備	○	○
21				6		○	○	18	渡御祭		
22				7		○	○	19		○	○
23				8		○	○	20		○	
24		○		9		○	○	21	準備	○	○
25		○		10				22	中日祭		
26				11		○	○	23			
27	奉賛会発足			12				24		○	
28		○		13		○	○	25		○	○
1/2				14		○	○	26	還御祭		
2	けいこ始め		○	15		○	○	27	片付け	○	
3			○	16		○		28	片付け	○	
4		○付添船選考		17		○	○	総代欄の○は委員会開催日 練習欄の○は実施日、また Tは師匠指導練習日			
5		○予算更正	①	18		○	○				
6			T	19		○	○				
7		○	①	20		○	○				
8		○	T	21		○	○				
9		○	①	22	合同練習	○	○				
10		○	①	23		○	○				
11			T	24		○	○				
12		○	①	25		○	○				
13			T	26		○	○				
14		○	○	27		○	○				
15			T	28		○	○				



れた、大井秘伝の「陸上徒歩踊り」をしながらの陸行列が披露された他、神社境内においては、真近に迫ったホーランエンヤの安全及び成功を祈願して、權伝馬踊りが奉納された。

以上の経過で準備を進めてきた大井地区では、この後さらに練習を重ね、また飾りつけなどの準備を行なって、18日からのホーランエンヤ本番に臨むこととなった。ここでこれまでの日程のうち、委員会の発足した2月1日以降のものをまとめてみると〈表3〉のようになる。これより大井においては、祭りまでのほとんど毎日がホーランエンヤ一色に塗りつぶされていたことが推察できよう。こうしてみると、今回の祭りへの参加を討議した際に、その負担が大きいことを理由に、参加にこの足を踏む意見が出された事情も充分理解できるものといえよう。

本章では、大井の事例をもとにして、權伝馬船を出す地区におけるホーランエンヤ参加のための準備の実態を述べてきた。これより留意すべき点をまとめてみると、次の点が明らかになろう。

1. 大井においてホーランエンヤへの参加が決定されるのは、町内会の総会においてである。このことが示すように、この祭りは大井町という一つの地縁的共同体を基礎に実施されているが、その直接の実施主体は町内会とは独立した総代会(奉賛会)を中心に行なわれている。
2. 祭りの際に行なわれる、歌・踊り・權の權ぎ方などには、この地区が誇りとする独自の形式を持つものが多数含まれるが、その背後には、他地区に対する烈しい対抗意識の存在が窺われる。
3. そのような大井伝統の独自性を継承して行くために、とりわけ役者の選考には

〈将来にわたって町内に居住する者〉という鉄則が適用され、これに今回修得した技術を、次回の祭りの際には「師匠」として後進に伝える義務が要請される。このような形の組織作りこそが、大井における伝統的技術を伝達するためのメカニズムと考えられる。

4. 以前は半農半漁であった大井も、現在では兼業農家が多く、とりわけ權伝馬船乗員の大部分は勤め人であった。このような生業形態の変化は、伝統的な形式で進められる準備の上で、参加者に大きな負担を課している。

## V. 若干の考察

小論においては、まず歴史的な流れの中からホーランエンヤの持つ構造を明らかにし、次にこの祭りを担う人々の組織を分類概括してその関係をまとめ、最後に權伝馬地区での祭りの準備過程を大井の事例をもとに記述してきた。そこで最後に、それらを参考にして、12年に一度という長い間隔を置きながらも、長年に亘ってこの祭りが続けられてきた背景について、若干の考察を行なうことでむすびに代えることとしたい。

見てきたように、大井においては大きな負担を伴いながらも、16年振りのホーランエンヤへの参加がなされていた。氏神でもない神社の祭りにこれだけ精力的な関わりが持たれる理由としては、祭りの参加決定に際して聞かれた、「参加することが伝統だから」という説明だけでは充分納得できない部分が残されているように思われる。ならば大井の人々を祭りへと駆りたてる本質的な理由とは一体何だったのであろうか。このことは取りも直さず、この祭りに対して持たれている、大井の

人々の意識を問うことになる。この点については、筆者が7月初旬に大井で実施したアンケートの結果が、ある程度の方角を示しているものと思われる。

即ち、この時の質問項目の中には、近頃しばしば主張される「この祭りを松江の観光の目玉にすべく、その開催間隔を短くすべき」とする意見を考慮に入れ、まず「この祭りを観光に生かそうとする意見に対してどう思うか」を問うたのである。その結果、回答のあった68人中42人(61.8%)がこれを観光に生かすことに難色を示しており、とりわけそのうちの20人は神事に徹すべしとしていたのである。またこれに続けて、12年ごとというこの祭りの開催間隔についての意見を求めてみた。その結果、これに回答した69人のうちで60人(87.0%)もが、現行の12年を守るべきことと主張していたのである。そしてこのうち理由を明記した31人の回答では、これより短いと経済的負担が多すぎる旨述べた8人の他はいずれも、この祭りが12年ごとに開催される伝統を持った神事である点を指摘するものであった。

このことが示すように、大井においては、ホーランエンヤという祭りはあくまでも神事という基本線をもって認識されていることが一般的であった。そして代々この地区で行なってきた「權伝馬踊り」は、あくまでその神事に密接に関連して行なわれる祭礼であったのである。こうしてみると、多大な負担をおしてまでこの祭りに参加しようとする人々の背影には、「權伝馬踊り」を単なる祭礼と考えるのではなく、信仰の証しとする意識が色濃く潜んでいるものということができよう。現代の都市の祭りの中には、神事的な要素が薄れて、祭礼の独壇場となっている祭りも少なくない。そのような中において、祭礼の中心を担う人々の口から、かな

〈表4〉「ホーランエンヤ」(權伝馬踊り)の実施

時 期	機 会	出 演
明治3.4	神幸祭	
14.4	〃	
25.5	〃	
36.5	〃	
大正4.5	〃	
昭和4.5	〃	
12.	阿太加夜神社遷宮	
23.5.16~24	神幸祭	福富・市向
26.4.15	城山稲荷春季大祭	福富有志他
27.7.15	松江水郷祭協賛	
28.5.15	松江城山棟式協賛	大井青年団
33.5.10~18	神幸祭	五大地
40.	日本コロンビアレコード吹込み	馬潟
43.12.8	明治百年記念式典	朝酌青年団
44.5.10~18	神幸祭	五大地
50.3.25	松江市子供会 連合会	朝酌小学校 子供会
50.	松江市連合青年団 文化祭	朝酌青年団
51.4.10	わらび座公演の 前座	〃
51.9.19	島根県青年大会	〃
54.12.12	松江市連合青年団 文化祭	〃
55.	阿太加夜神社遷宮	市向・町・今宮
57.5.15	平浜八幡宮遷宮	馬潟他
59.11.3	多賀神社遷宮	矢田
60.2.3	松江市連合青年団 文化祭	朝酌青年団
60.4.1	城山稲荷初午祭	矢田
60.5.18~26	神幸祭	五大地
60.9.14・15	島根県青年大会	朝酌青年団
60.11.3	朝酌公民館文化祭	〃
60.11.8~11	全国青年大会	〃

り明確な信仰の存在を確認できるということは、ホーランエンヤの持つまた一つの特質として指摘できるものと思われる。そしてまた

このことこそが、12年に一度という長い間隔をおいて行なわれているホーランエンヤ実施の際の、大きな原動力となっているものと考えられよう。調査中、五大地各地で聞いた「ホーランエンヤが神事でないなら、誰が参加などするものか」といった言い方は、その点を物語るものといえよう。

ただそのように、神事に基づいて担われている権伝馬踊りにも、近年多少の変化の波が見られるようになってきている点は注目すべきことと思われる。即ち〈表4〉より明らかになるように、これが神幸祭の時以外に、場合によっては神事とは全く無関係に実施される傾向が顕著になっているのである。このことを、祭りからの民俗芸能の独立とみるか、あるいは祭りとは全く関連を持たない異質の民俗芸

能の誕生とみるかといった点について、現時点ではその判断を下すことはまだ難しい。

しかしこのような傾向が強くなっていることは、ホーランエンヤという、都市における伝統的な祭りの今後の行方を考える上で、一つの方向性を示しているものと考えられよう。

なお、小論作製にあたっては、城山稻荷神社、阿太加夜神社の両宮司様、大井の野津茂登氏、野津季秋氏、大海崎の古藤敦夫氏をはじめとする、ホーランエンヤを担う地域・組織の多くの方々から多大な御数示、御協力を得た。すべての方々のお名前をあげることはできないが、紙面を借りて深く感謝の意を表する次第です。

#### 註

- (1) 今日この表現はしばしば見られるが、いつ、どのような根拠で用いられるようになったものかは不明である。明治25年以降の地元紙を中心とした新聞記事で、この表現が最初に用いられるようになったものは、管見の及ぶ限り、昭和4年の『松陽新報』が最初であった。この時他の二つは宮島・松島とされており、現在いわれる大阪の天神祭と安芸の宮島管絃祭とは一部異なっている。このような変化の理由は不明だが、現在のいい方は、地方紙が依然宮島・松島としていた昭和33年に、全国紙に出て来るのが最初と思われる。なお天神祭ではこれを「日本三大祭り」の一つとしているが、他の二つは祇園祭(京都)と山王祭のこととしており、ホーランエンヤとの関係には触れられていない。
- (2) 松江城山稻荷式年神幸祭奉賛会、伝統ホーランエンヤ協賛会『ホーランエンヤ報告書』1985～、P.2～5、なお小論執筆にあたり、本書は大変参考になった。
- (3) これまで行なわれてきたホーランエンヤに関する研究は、歴史的側面に焦点を絞っ

たものが主流であった。このうち主なものを以下に列挙する。

- 朝山皓「出雲松江のホーランエンヤ」『民俗芸術』5-2、1932。
- 山本晴人「御城内稻荷さん」『松江八百八町物語末次の巻』島根郷土資料刊行会、1956。
- 島田成矩「出雲国松江藩の稻荷信仰」(一)、(二)『朱』12、13、1971、1972
- 島田成矩「ホーランエンヤの由来」『松江の民俗芸能』松江市郷土芸能文化保護育成協会、1976
- 新田恒雄「権伝馬(一) 馬潟地区」『松江の民俗芸能』松江市郷土芸能文化保護育成協議会、1976
- 古藤敦夫「権伝馬(二) 朝酌地区」『松江の民俗芸能』松江市郷土芸能文化保護育成協議会、1976
- 島田成矩「松江藩ホーランエンヤの背景」『朱』21、1977
- 島田成矩「ホーランエンヤ」『島根観光地理学会誌』3、1985
- 島田成矩「ホーランエンヤ(神幸祭)における国民快樂の祈願」『しよほう』32-

5. 松江商工会議所, 1985
- (4) 『雲陽誌』歴史図書社, 1976, P. 3  
同上, P. 14
- (6) この点については, 山本晴人『前掲書』  
P. 50. 及び島田成矩『前掲書』(1977)に  
詳しい。
- (7) Lafcadio Hearn, *Glimpses of Unfa-  
miliar Japan*. Tuttle, 1984(1955) PP. 151  
~ 2. (邦訳『日本瞥見記』上, 恒文社,  
1975, P. 210) なお原文脚注によるなら  
この神社は厳密には境内社であった, 楠松  
平稲荷大明神のことであった。
- (8) 『神道大辞典』臨川書店,
- (9) 『八東郡志』1926, P. 159
- (10) 昭和4年のホーランエンヤの直前に、『松  
陽新報』は「松江城山稲荷神社 神幸式の  
起り」という連載を5月14日から4日間行  
なった。ここに引用したものは、第一回目  
の記事にあるもの。
- (11) 原本は城山稲荷神社蔵というが筆者は残  
念ながらまだ見ていない。ここでは朝山皓  
『前掲書』P. 43所載のものを引用した。但し  
この時朝山は、本書の題名を「御城内稲荷  
郷社……」としていたが、時代的に考えて  
郷社は御社の誤記と思われるので、ここ  
ではそのように訂正して引用した。
- (12) 絲原記念館蔵。本書の全文は『松江市誌』  
松江市, 1941, P. 1505~1512に掲載してあ  
るが、不明な点があったため、御無理をお  
願いして確認させて頂いた。常務理事の絲  
原安博氏の御厚意に感謝する次第です。な  
お引用中、「御家中……」の一行は『松江  
市誌』では欠落している。
- (13) 島根県立図書館蔵(周藤国実氏依託史料)。  
なおこの全文は、周藤国実「ホーランエン  
ヤと阿太加夜神社」吉儀茂, 門脇朝吉, 吉  
儀幸吉, 周藤国実『東出雲町夜話』1971,  
P. 36~38に収録されているが、小論では原  
本から引用した。
- (14) 朝山皓『前掲書』P. 44~46
- (15) 従って、ホーランエンヤの説明をする際  
に時々見られる、神幸祭の起源と權伝馬船  
の参加を混同した表現、例えば「花形の權  
伝馬船の上でくりひろげられる昔さながら  
の錦絵巻は見る人を300年の昔へひきもど  
す」(『これがホーランエンヤだ!』伝統  
ホーランエンヤ協賛会・松江観光協会, 1985,  
P. 1) などという表現が誤解に基づいてい  
ることが明らかになろう。
- (16) 祭りにおけるこのような二面性について  
は、これまで多くの指摘があった。ただそ  
の際の用語には研究者によって違いが見ら  
れる。そのようなうちでよく知られている  
ものとして、祭儀(ritual)と祝祭(festivity)  
[菌田総「祭—表象と構造—」田丸徳  
善『日本人の宗教』2, 佼正出版, 1972,  
P. 328.]や神事と祭事[桜井徳太郎「マツ  
リの原点—その宗教民俗学的考察」『日本  
祭祀研究』第2号, 名著出版, 1978, P. 380]  
などが知られている。
- (17) このような各地区ごとの相違を歌につい  
てまとめたものとして、永田栄一「ホーラ  
ンエンヤの唄—松江城山稲荷神社式年神  
幸祭'85—」『山陰地域研究』2, 島根大学,  
1985, がある。
- (18) 島田地区のまとめには、松本興『安来タ  
イムス』19, 1969を参考にした他、倉舗家  
の子孫である倉舗節子氏からの聞き取り調査  
の結果をもとにした。
- (19) ここで引用したものは、大井地区の総代  
長である野津茂登氏が文字化したものであ  
る。また「棹櫓」の歌詞は永田栄一教授に  
よると次のようになる。
- 音頭 ヨーイトサーサー ヤッシンヨイ  
權方 ヨーイトサーサー ヤッシンヨイ  
音頭 めでためてたで ヤッシンヨイ  
權方 ヨーイトサーサー ヤッシンヨイ  
音頭 わかまつさまよ ヤッシンヨイ  
權方 ヨーイトサーサー ヤッシンヨイ  
音頭 えだもさかえる ヤッシンヨイ  
權方 ヨーイトサーサー ヤッシンヨイ  
音頭 えだもしげる ヤッシンヨイ  
權方 ヨーイトサーサー ヤッシンヨイ  
音頭 ヨーイトサーサー ヤッシンヨイ  
權方 ヨーイトサーサー ヤッシンヨイ  
ここに出てくる歌詞の中からは、他地域に  
ある祝儀唄としての船歌に出てくるものと  
同様のものが認められる。大井にのみこの  
ような唄がある理由は明らかではないが、  
その点の解明が進めば、伝播の経路も明ら  
かになるものと思われる。